

議案第115号

訴えの提起について

松阪市は、売買代金の支払いを求めるため、次のとおり訴え（少額訴訟）を提起する。

平成24年11月26日 提出

松阪市長 山中 光 茂

1 相手方

2 請求の趣旨

- (1) 松阪市が相手方に売却したローラーリージュカート(40台)の代金である金432,000円のうち、未払い部分である金360,000円及び当該金額に対する平成24年9月1日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員の支払を求める。
- (2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

判決の結果、必要がある場合は異議申立を行う。